

答弁書第一〇二号

内閣参質一九三第一〇二号

平成二十九年五月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊 達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出安倍内閣の憲法改正の必要性の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出安倍内閣の憲法改正の必要性の認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

憲法改正については、国会が発議し、国民投票により決せられるものであること等を踏まえ、お答えすることは差し控えたい。

